

ぐるなびネット予約クーポン約款

第1条(約款の適用)

1. 本約款は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が別途提供するぐるなびネット予約サービス及びぐるなびポイントサービス(以下あわせて「対象サービス」という)を現に利用している者(以下「契約者」という)のうち、当社が提供するぐるなびネット予約クーポンサービス(以下「本サービス」といい、詳細は第2条に定める)に関して申込を行い、当社がこれを承諾した契約者と当社との間に適用される。
2. 本約款に基づき、当社と契約者との間の契約(以下「本契約」という)は、本サービスの利用を希望する契約者が、当社に対し申込み、当社がこれを承諾した時点で成立する。
3. 本サービスの利用に際し、本約款に定めのない事項については、当社が別途定める基本約款が適用または準用され(以下本約款と基本約款をあわせて「本約款等」という)、本約款の定めと基本約款の定めが相違する場合は、本約款の定めが優先して適用される。

第2条(本サービス)

1. 当社は、当社が運営するウェブサイト等を通じて、楽天IDを連携しているぐるなび会員(以下「会員」という)に対し、会員が契約者店舗等(第4条第1項に定義する)への来店予約(以下「店舗来店予約」という)を行う際に、当社が発行するクーポンを利用させることができるサービス(以下「本サービス」という)を契約者に対して提供する。
2. 本サービスについては、本約款のほか本サービスの提供に際して書面その他の方法により提示される諸条件およびぐるなび会員規約その他(以下あわせて「各種ルール等」という)において定める。
3. 本サービスの詳細は当社が決定するものとし、当社は、これを随時自由に見直すことができる。
4. 契約者が本サービスの利用を開始する場合は、本サービスの利用に用いる管理システム(以下「管理システム」という)上で本サービスの利用開始にかかる所定の操作を行う。

第3条(契約者の指定店舗等運営者に関する義務および責任)

1. 契約者が、本サービスを利用するにあたり、契約者以外の個人または法人その他の団体が運営する店舗を本サービスの対象となる店舗として指定する場合、契約者は、契約者の責任と負担において、本サービスの対象となる店舗として指定された店舗を運営する契約者以外の個人または法人その他の団体(以下「指定店舗等運営者」という)から予め当該指定にかかる同意を得るとともに、指定店舗等運営者に本約款等と同等の約款(契約者が同意する当社の責任を制限する内容の約款、契約者が本約款等において負担する義務および責任に関する約款を含むがこれらに限られない)に同意させよう

で、当該約款に定められる義務および責任を負担させ、これを遵守させる責任を当社に対して負う。当社は、指定店舗等運営者の行為および故意・過失を、契約者の行為および故意・過失とみなし、契約者に対して指定店舗等運営者の行為につきその責任を問うことができる。

2. 指定店舗等運営者が運営する店舗を本サービスの対象となる店舗として契約者が指定したこと起因または関連して当社、契約者および指定店舗等運営者との間で紛争が生じた場合は、契約者は、当社を免責し、契約者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負う。ただし、当該紛争が当社の責に帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。

第4条(クーポンの利用)

1. 会員が、契約者または指定店舗等運営者が運営する店舗(以下「契約者店舗等」という)において、店舗来店予約に基づき契約者店舗等の飲食サービス(以下「契約者サービス」という)の提供を受ける場合で、契約者サービスの価格の一部の支払にクーポンを利用することを希望したときは、契約者はこれを受け付けるものとする。
2. 契約者は、会員がクーポンの利用を希望したときは、会員に対して、会員の所持する携帯端末の画面その他当社所定の方法により、店舗来店予約に基づく契約者サービスに適用されるクーポン(以下「対象クーポン」という)を確認し、当該対象クーポンの利用可否を確認するものとする。

第5条(対象クーポンの精算)

1. 当社は、契約者に対し、別表において定める条件に従い、利用された対象クーポンの利用額にかかる精算金(以下「精算金」という)を支払う。なお、支払に要する費用は当社の負担とする。
2. 精算金の算定およびその支払のために必要となる以下の各号の事項については、別表において定める。別表における用語の定義は以下のとおりとする。
 - (1) 利用対象取引
対象クーポン利用の対象となる契約者サービスにかかる取引をいう。
 - (2) 利用算定基準日
利用された対象クーポンを算定するための基準日をいう。
 - (3) 利用算定期間
当社が契約者に精算金を支払うにあたって利用された対象クーポンを算定するための対象となる期間をいう。
 - (4) 利用算定基準価格
精算金の算定の基準となる金額をいう。
 - (5) 利用変更期間
契約者が対象クーポンの利用を変更または取消することができる期間

をいう。契約者が対象クーポンを変更または取消した場合は、当社は変更または取消後の対象クーポンの利用額をもって精算金を算定する。

- (6) 上記各号のほか精算金の算定およびその支払のために当社が定めた事項
3. 当社は、対象クーポンの利用について会員から異議があった場合には、問題が解決するまで、当該利用対象取引にかかる精算金の支払を留保することができる。

第6条(相殺)

当社は、契約者に対して負担する債務の全部または一部(精算金支払債務その他本約款等に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)と、契約者に対して有する債権の全部または一部(その他本約款等に基づき発生する債権を含むがこれに限られない)とを、その債権債務の弁済期の到来の有無にかかわらず、いつでもこれを対当額において相殺することができる。

第7条(当社による対象クーポンの変更または取消しおよび資料提供等)

1. 当社は、対象クーポンの利用実績に疑義があると判断した場合には、契約者に対し、必要な説明および資料提供等を求めることができ、契約者はこれに応じなければならない。
2. 疑義があるものとして当社が判断した対象クーポンは、当該疑義が解消されるまでの間、対象クーポン額として算定されない。当社は、必要があると判断した場合、当該対象クーポン額の変更または取消しをすることができる。
3. 疑義があるものとして当社が判断した対象クーポンにつき疑義が解消された場合は、当社は、当該疑義が解消された日を対象クーポンが利用された日とみなすことができる。

第8条(契約者の義務)

1. 契約者は、利用対象取引について、クーポンの利用を拒否したり、他の支払方法への変更を要求したり、他の支払方法と異なる価格その他の条件を適用したり、利用対象取引の価格に当社が定める以外の制限を設けるなど、クーポンを利用する会員に実質的に不利となるような取り扱いをしてはならない。
2. 契約者は、自らまたは第三者と共同してクーポンと同種または類似のサービスを会員に対して提供しているときは、会員その他の第三者が混同または誤解をしないよう、十分な表示および説明を行うものとする。
3. 会員が店舗来店予約の内容を変更又はキャンセルし、会員が利用する予定であった対象クーポンが適用対象外になる等、その利用がされなかった場合は、契約者は算定基準日までに、管理システム上

で対象クーポン未利用にかかる所定の処理を行う。

第9条(会員情報)

契約者は、直接、間接を問わず本サービスを利用して得た会員の住所、氏名、性別、生年月日、メールアドレスおよび取引履歴等の個人情報並びに当社の営業秘密を、個人情報保護法、不正競争防止法その他の法令を遵守し、安全かつ適切な方法で厳重に管理し、会員および当社が明示的に承諾した目的にのみ利用するものとし、当該目的以外にいかなる使用もしてはならない。また、第三者に開示・漏洩しないよう厳重な措置を取らなければならない。

第10条 (契約者の責任)

1. 本サービスの利用に起因しまたはこれに関連して、当社と会員その他の第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、契約者の負担と責任において誠実に対応するものとする。当社が当該紛争に対応した場合、当社は契約者に対し当該紛争の解決のために要した費用全額(訴訟費用、弁護士費用等を含むがこれらに限られない)を請求することができる。ただし、当該紛争が当社の責による事由により発生した場合は、当社がこれを解決するものとする。
2. 本サービスの利用に起因しまたはこれに関連して、契約者と会員その他の第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、契約者の負担と責任において、当該紛争を解決するものとする。ただし、当該紛争が当社の責による事由により発生した場合は、この限りではない。

第11条 (本サービスの自動停止及び本契約の終了)

契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供は自動的に停止、又は本契約は終了する。

- (1) 契約者が管理システム上で対象サービスの利用を停止した場合
- (2) 原因の如何を問わず、対象サービスにかかる契約が終了した場合
- (3) 契約者が販促プランをスタートプランに変更した場合

第12条 (本契約の解約等)

1. 契約者は、本契約期間の途中においても、別途当社が定めた手続に従い、契約の終了日の1ヶ月前迄に当社に対し本契約を終了する旨の通知をし、当該手続が完了した日をもって本契約を終了させることができる。
2. 当社は、本契約期間の途中においても、契約者に対する文書又は電子メールによる通知により、契約者への通知の到着日をもって本契約を終了させることができる。
3. 以下の場合には、当社は、契約者に対する通知により、本契約を解

除することができる。

- (1) 契約者が飲食店又は自己の営業を停止したとき
- (2) 契約者が本約款等に違反したとき
- (3) 契約者が第三者からのクレームに対し速やかに対処していないと当社が判断したとき
- (4) 契約者が当社所定の加盟審査基準に適合していないことが事後的に判明したとき、又は加盟後同基準に適合しなくなったとき
- (5) 当社が、契約者が反社会的勢力に属すると判断したとき、又は契約者と反社会的勢力との関連性が認められると判断したとき
- (6) 契約者がその営業を行うために必要な許認可を有しないときその他法令及び社会道徳等に反する行為をなしたと当社が判断したとき
- (7) その他契約者による本契約の履行が困難であると当社が判断したとき

制定日：2021年8月3日

改定日：2024年1月25日

別表

●対象クーポンの精算金の支払い

以上

制定日:2024年1月25日

1. 利用対象取引

会員が対象クーポンを利用した契約者店舗等における契約者サービスにかかると取引

2. 利用算定期間

以下の2期間により算出する。

(1) 各月1日の8日前の0:00(1日を含まない)から15日の8日前の23:45(15日を含まない)まで(最終日を締日という)

(2) 各月16日の8日前の0:00(16日を含まない)から末日の8日前の23:45(末日を含まない)まで(最終日を締日という)

3. 利用算定基準価格

利用された対象クーポン金額

4. 利用算定基準日

ぐるなびネット予約システムにて予約された来店日時

5. 利用変更期間/確定日

利用変更期間は来店日の翌日から6日以内までとする。なお、利用変更期間の満了日を対象クーポンの利用確定日とする。

6. 精算金の支払

利用算定期間(1)について

利用算定期間内に利用算定基準日を迎えた利用対象取引にかかる精算金の合計額を、締日の属する月の翌月15日(金融機関休業日の場合、前営業日)までに当社から契約者に対して支払う。

利用算定期間(2)について

利用算定期間内に利用算定基準日を迎えた利用対象取引にかかる精算金の合計額を、締日の属する月の翌月末日(金融機関休業日の場合、前営業日)までに当社から契約者に対して支払う。

※当社は、対象クーポンの利用につき会員から異議があった場合、当該対象クーポンにかかる精算金の支払を留保することができる。

※契約者は、精算金額に異議がある場合、利用算定期間満了後7営業日以内に当社に対しその旨を通知する。当社は、当該通知を受領した場合、契約者と協議の上、精算金額を決定するものとし、金額が決定した日が属する月の翌月末日までに当該金額を支払うものとする。

※当社が契約者に対する精算金の支払いを留保する場合、当該留保にかかる精算金の支払いについては、利息は付さないものとする。